

# 青少年だより

令和4年3月発行  
掛川市教育委員会  
教育政策課内

## 青少年補導センター活動状況

掛川市補導センターでは本年度も、青少年の非行防止や健全育成を目的に、声掛け活動を中心とした次の各補導活動を実施してきました。

**センター補導：**センター職員と専任補導員（民間10人、教員13人）により、年間定期的に平日の夜間と日曜日の昼間に、公園、カラオケ店、ゲームセンター店等において、青少年への声掛け等を実施。

**納涼祭補導・祭典補導：**中止。

**地域補導：**地域補導員（33地区33人）による補導。7月～10月の月1回、中学校区ごとに実施。

**3高校合同補導：**掛川区域3高校教員による補導。9月～11月、月1回金曜日に実施。

**県内一斉補導・立入調査：**夏と冬の2回、県内一斉に実施。夏は立入調査（条例に沿った適正な運営が行われているか）を中心に、冬は補導を中心に実施。

**活動状況：**下の表は、令和3年4月から令和4年2月までの補導活動の状況です。

No.	活動別		活動期間	回数	補導員数 (延べ)	声掛け人数					補導人数				
						小	中	高	他	計	小	中	高	他	計
1	センター補導		4月～3月	18	50	60	34	52	16	162					0
2	地域補導		7月～10月	25	70	18	18	11		47					0
3	3高校合同補導		9月～11月	3	10			10		10					0
4	納涼祭補導		中止												
5	祭典補導		中止												
6	県内一斉 補導・立 入調査	夏季	7月	1	5					0					0
		冬季	12月	2	5	3		1		4					0
合計				49	140	81	52	74	16	223	0	0	0	0	0

昨年に引き続き本年度も、新型コロナウイルス感染症への対応で納涼祭、祭典等が中止になりました。また、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発出された期間は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から補導活動を中止しました。

新型コロナウイルス感染症もあり、青少年の姿を見ることが少なくなりました。拡大緊急事態宣言解除後等、感染が落ち着いている期間には、店舗等で青少年を見かけることが一時的に増えましたが、特に問題となるような行動はみられませんでした。

## 青少年を取り巻く社会環境の実態調査

青少年を取り巻く社会環境が変化する中、店舗等の実態を把握することを目的に毎年行っています。本年度調査した対象店舗数は下の表の通りです。ご協力ありがとうございました。

No.	対象店舗等	店舗数	No.	対象店舗等	店舗数
1	書店（古書等買取店を含む）	9	7	インターネットカフェ	2
2	コンビニエンスストア	49	8	質屋・リサイクルショップ	8
3	がん具店	3	9	ボウリング場	1
4	カラオケボックス	7	10	図書類・がん具類等自動販売機	0
5	ゲームセンター（コーナー含む）	6	11	携帯電話販売店	11
6	DVD・ビデオ取扱店	3	合計		99

カラオケボックスが2増2減、ゲームセンターが1増1減で、対象店舗数は昨年度と同じく99店舗でした。

## 改正少年法が令和4年4月1日に施行されます

少年法は「少年の健全育成を目的とし、少年の保護、更生を理念とし、罪を犯した少年を罰するよりも、反省して立ち直らせることを最優先とした法律」です。事件の状況や子供の発達段階に合わせて扱い方を変え、反省して立ち直るための工夫をするものとしています。

今回の改正少年法では、これまで通り法適用年齢は20歳未満ですが、18～19歳を「特定少年」に位置付けています。特定少年であっても少年法の保護対象であることは変わりませんが、次のように改正されます。

改正点	現行法	改正法
法適用年齢	20歳未満	20歳未満（18, 19歳を特定少年と位置づけ）
検察官送致の対象	16歳以上で故意により人を死亡させた事件	現行法の対象に加え、特定少年が1年以上の懲役や禁固刑に該当する罪を犯した事件も対象に追加
加害者の氏名等の公開	加害者が特定される情報は非公開	原則として禁止。ただし、特定少年が起訴された場合は公開・報道が解禁。（略式起訴を除く）

### ※検察官送致（逆送）

少年が罪を犯したときは全て家庭裁判所に送致され、家庭裁判所が処分を決定します。検察官送致とは、家庭裁判所が、保護観察などの保護処分ではなく、懲役や罰金などの刑罰を科すべきと判断した場合に、事件を検察官に送るものです。逆送された事件は、刑事裁判所に起訴され、裁判で有罪となれば刑罰が科されます。

相談を受け付けています。 一人で悩まないで相談しましょう！  
**青少年補導センター**（市教育委員会内） **電話：0537-21-1189**  
 相談時間：（火～金） 9:00～12:00 13:00～16:00